

女性活躍推進法に基づく情報公表

NE株式会社

公表日:2026年7月31日

1. 男女間賃金差異

(男性労働者の平均年間賃金に対する女性労働者の平均年間賃金の割合)

区分	男女間賃金差異
全労働者	66.4%
正規雇用労働者(正社員)	72.7%
非正規雇用労働者(パートタイマー)	275.5%

※補足・説明事項

- ・対象期間: 2025年5月1日から2026年4月30日まで
- ・賃金の範囲: 各種手当、賞与、課税通勤手当を含む(非課税通勤手当除く)
- ・非正規雇用労働者における男女間賃金差異については、対象労働者11名のうち男性が2名と少なく、また、対象期間の途中に入社した者が含まれるなど、雇用期間に差があることから、賃金差異が大きく表れています。

2. 管理職に占める女性労働者の割合(女性管理職比率)

4.3%(1名)(管理職全体(男女計)22人)

・基準日:2026年4月30日

3. 年次有給休暇取得率

90.5%(対象期間:2025年5月1日～2026年4月30日)